

台湾台北地区での海賊版DVD店舗「数位夢天堂」及び通販サイト「AVBUY 線上購物」に対する
著作権法違反 最高法院 三審判決に関するお知らせ

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会加盟会員であるメーカーの作品を店舗 及び インターネット上にて違法複製・販売していた台北地域の被告7名に対し、海賊版DVDの違法複製・販売は著作権法違反にあたり、2014年8月 内政部 警政署保安警察 第二總隊刑事警察大隊 偵一隊により摘発を実施。

2016年7月に台湾 台北地方檢察署により起訴がなされ、2017年5月23日 台湾 台北地方裁判所は、一審判決「105年度 智易 字 第 43 號」により、被告人に対しわいせつ違反の判決を下したが、台北地方檢察署檢察官より、一審判決に対して不服であるとして控訴。

2021年12月9日 台湾 智慧財産及び商業法院は、二審判決「106年 刑 智上易 字 第 58 號」により、著作権法違反として判決を下した。被告等に対し、1名は累犯として懲役6ヶ月、1名は懲役4ヶ月、5名は懲役3ヶ月と言渡された。

二審判決に対し、被告側より二審判決に対して不服であるとして最高裁判所へ上告。

2022年5月11日 台湾 最高裁判所は、最高裁判決「111年度 台上 字 第 2231 號」により、被告側の上告を棄却した。

これにより、本協会会員の作品に対する著作権享有が確定となりました。

今回、最高裁判所に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA

日本の成人コンテンツメーカーを正会員とする約 280 社の作品における、著作権保護、海 賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として 設立された特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

HP : <http://www.ippa.jp/>

今後のお問合せ先

今後、同様の台湾国内における 日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発 及び 捜査協力 又は正規品お取扱いについての情報提供依頼等、海賊版コンテンツの頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA 台湾」にて対応を行わせていただきます。

■特定非営利活動法人智慧財産振興協會駐華辦事處

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL : 02-2558-3038